

おおがわら千本桜スポーツパーク整備・維持管理運営事業
募集要項等に関する質問及び意見への回答

令和 7 年 6 月

大河原町

No	資料名	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	①	a	項目等	質問内容	回答
1	募集要項	8	第2章	第2節	1	(4)				収入の還元	付帯事業から得る収入が提案時の想定を大きく上回った結果とありますが大きく上回るとは具体的に何%と考えておられるのでしょうか	どのような場合に収益還元を行うかは、事業者の提案に委ねます。収益還元の考え方について様式B-3にてご提案ください。作成要領及び様式集を修正します。
2	募集要項	8	第2章	第2節	1	(4)				収入の還元	収入の還元について、貴町として還元割合の目安はありますでしょうか。あくまでも事業者提案ということでしょうか。	お見込みのとおりの、事業者の提案に委ねます。収益還元の考え方について様式B-3にてご提案ください。作成要領及び様式集を修正します。
3	募集要項	9	第2章	第2節	2	(3)				減免措置	付帯事業については減免適用外という認識でよろしいでしょうか。	付帯事業の内容に応じて本町で判断することとしますが、桜の魅力発信・スポーツ振興等、本事業の方針に合致するものであれば、付帯事業に関しても減免の適用の対象とする方針です。
4	募集要項	19	第5章	第2節	4		ウ			個別対話の参加者について	応募グループで対話に参加する場合、1社あたり5名まで参加できるという理解でよろしいでしょうか。	1社で参加する場合は5名を、応募グループで参加する場合は全体で15名を上限とします。
5	募集要項	20	第5章	第2節	6					参加表明書	参加表明書提出以降の辞退は認めないものとする。とありますが、事業の検討が難しいといった場合において参加を取りやめるケースもあります。その場合は辞退することは可能でしょうか。	参加表明書提出以降、提案審査に係る書類等の受付までの間に辞退することは可能です。 提案審査に係る書類等の受付以降の辞退は認めません。 募集要項を修正します。
6	募集要項	20	第5章	第2節	6					参加表明書	No5の質問に付随して、参加表明提出後の辞退にはペナルティ等は発生しないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで。参加表明書提出以降、提案審査に係る書類等の受付までの間の辞退に対し、ペナルティは発生しません。
7	募集要項	20	第5章	第2節	8					第2回個別対話の参加人数について	応募グループで参加する場合も参加人数は5名以内とする。とありますが、5社以上で参加する場合対話に参加できない企業も出てくるため、1社あたり5名まで参加可能と変更していただけないでしょうか。	応募グループで参加する場合は全体で15名を上限とします。
8	募集要項	23		第4節						提案価格の上限	提案価格が記載されていますが、提案上限額(税込)の金額に対して事業者の提案価格(税込)が下回っていれば失格とならない。という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで。
9	募集要項	26		第2節				②		建設・工事監理業務に係るサービス対価	令和8年度に支払う建設・工事監理業務に係るサービス対価の具体的な金額は、第1回個別対話後に決定・公表するとありますが、決定後速やかにHP等へ公表いただくことを希望いたします。	速やかに公表します。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
1	実施方針									実施方針質疑No.18	レンタサイクルで使用する予定の自転車はOGAWARA MTB S-PARKにて現在使用されている自転車を流用するというのでしょうか。	「資料15 移転自転車(既存町所有)のリスト」に示す現在使用中の自転車に加え、本町が新規に購入する自転車を使用していただくことを予定しています。なお、レンタサイクル管理室での保管・管理台数は、31台を超えることはありません。
2	実施方針									実施方針質疑No.30	民間収益施設の面積は柔軟に設定してもよいですかという質問に対して、100㎡未満の提案も認めると回答ありましたが、平米数は事業者の提案で良いとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書の内容を満たした上で、面積は事業者の提案に委ねます。面積の増減は要求水準書に示す面積の±20%程度までとします。
3	実施方針資料									資料1リスク分担保計画変更	施設完成前に本町が発案した軽微な変更は事業者が負担者となっておりますが軽微な変更とは具体的にどの程度の変更を示すのでしょうか	要求水準書の範囲を越えない範囲での変更内容を示します。
4	要求水準書	23	第2章	第1節	2	(2)					ZEB 水準に適合とありますが、ZEB Oriented相当以上の性能確保が要求水準であり、その認定は必要無いという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。提案段階での認証は不要です。 なお、ZEB水準への適合が交付金の採択要件となっていることから、設計、建設・工事監理業務において、交付金申請に必要な対応を行っていただく場合があります。
5	要求水準書	34	第2章	第2節	1	(3)		(ア)	f	駐車場整備台数	本事業において整備する駐車場台数は要求水準書に記載の普通車130台以上でよろしいでしょうか？駐車場の整備箇所については、要求水準書に記載条件を担保すれば場所については事業者が自由に提案しても良いという理解でよろしいでしょうか。	事業予定地全体で130台以上整備するものとし、うち85台以上は管理棟付近に整備した上で、残り45台以上の整備場所は事業者の提案に委ねます。要求水準書を修正します。
6	要求水準書	34	第2章	第2節	1	(3)		(ア)	j	駐車場整備台数	大型バスの駐車場について、事業予定地西側に確保するとありますが、道路幅や事業者の施設全体配置の提案によっては15台の駐車場確保が困難となった場合、台数を減らして提案しても問題ないでしょうか？その場合、最低何台整備するといった条件はありますでしょうか。	大型バス駐車場としても機能するスペースは最低10台分(小型自動車(普通車)40台相当)を確保してください。 要求水準書を修正します。
7	要求水準書	35	第2章	第2節	2	(2)		(イ)	a		「多目的スポーツ広場に設置する天井高さについて 8.0m 程度とすること。」、とありますが、競技に使用しない競技コート周辺部等については、8.0mを下回る設定としても差し支えないでしょうか。	差し支えありません。 様式I-3施設計画図において、屋根の天井高さがわかるように記載してください。
8	要求水準書	36	第2章	第2節	2	(3)				アーバンスポーツ広場	アーバンスポーツ広場の面積は要求水準書に記載のないことから事業者にて面積を提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書の内容を満たした上で、面積は事業者の提案に委ねます。
9	要求水準書	36	第2章	第2節	2	(3)			f	アーバンスポーツ広場	設計段階において、愛好家団体等からの意見聴取を行うとありますが、意見聴取の結果、設計・整備内容が変更になった際はリスク分担保表における「要求水準」に記載のない事項についてのリスクという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 要求水準書の範囲において意見聴取結果を反映していただきます。
10	要求水準書	36	第2章	第2節	3	(1)		(ア)	a	多目的広場	多目的広場と遊具広場の面積は合計3,300㎡以上となっていれば面積割合については事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 要求水準書の内容を満たした上で、多目的広場と遊具広場の面積割合は事業者の提案に委ねます。
11	要求水準書	37	第2章	第2節	3	(1)		(ウ)	a	芝生広場	『芝生の外側は平板ブロック舗装等で舗装すること』と記載されていますが、舗装面側に芝生が侵入しないように、舗装種によって見切り材等を設置する必要があるということでしょうか？	見切り材の設置は必須としていませんが、舗装種も含めて、景観や美観に配慮した提案を期待します。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
12	要求水準書	37	第2章	第2節	3	(1)		(ウ)	b	芝生広場	芝生広場の面積が広くはなく、盛土造成していることから排水も比較的良好と考えるので暗渠排水設備は不要と考えてよろしいでしょうか？	いただいたご質問について現在検討しておりますので、回答は後日公表とさせていただきます。
13	要求水準書	38	第2章	第2節	3	(2)				調整池	調整池内の提案は事業者が自由に提案し、提案面積や割付についても同様に自由に提案できるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです 要求水準書の内容を満たした上で、面積や用途別の割合は事業者の提案に委ねます。
14	要求水準書	39	第2章	第2節	3	(4)		(ウ)	c	その他	『主動線となる園路に視覚障がい者誘導用ブロックに加えて案内用の誘導表示(ライン)を設けること』と記載されていますが、案内用の誘導表示(ライン)は健常者、視覚障害者、聴覚障害者など、誰のための誘導表示でしょうか？	ラインについては、主に健常者や車いす利用者を対象として想定していますが、第2章 第1節 1 (4)に示すような「ユニバーサルデザイン」の要求水準を満たした上で、具体的な誘導表示の方法については事業者の提案に委ねます。
15	要求水準書	40	第2章	第2節	3	(4)		(ウ)	d	その他	排水溝及び暗渠等にトラップを設けると、土砂等のつまりや冬期の凍結によるつまりや破損の恐れがあるため不要と考えてもよいでしょうか？	排水溝及び暗渠等へのトラップの設置は不要とします。
16	要求水準書	40	第2章	第2節	4	(1)				表2-2 管理棟諸室と面積	管理棟諸室と面積について、要求水準以上の機能が確保可能である場合、各室の面積について、提示面積未満とすることは可能でしょうか。	要求水準書の内容を満たした上で、面積は事業者の提案に委ねます。 面積の増減は要求水準書に示す面積の±20%程度までとします。
17	要求水準書	40	第2章	第2節	4	(1)				表2-2 管理棟諸室と面積	管理棟諸室と面積について、要求水準以上の機能が確保可能である場合、延床面積について、提示面積未満とすることは可能でしょうか。	要求水準書の内容を満たした上で、面積は事業者の提案に委ねます。 面積の増減は要求水準書に示す面積の±20%程度までとします。
18	要求水準書	40	第2章	第2節	4	(1)				表2-2 管理棟諸室と面積	民間収益施設(カフェスペース)は、必要機能を満たすことが可能である場合、提示面積未満とすることは可能でしょうか。	要求水準書の内容を満たした上で、面積は事業者の提案に委ねます。 面積の増減は要求水準書に示す面積の±20%程度までとします。
19	要求水準書	41	第2章	第2節	4	(1)		(ウ)	b		「レンタサイクル貸出カウンター内外を往来する通路(スイング扉等)を設けること。」とありますが、セキュリティ等には配慮したうえで、運用上の理由によりスイング扉を無くすことは可能でしょうか。	可能です。
20	要求水準書	42	第2章	第2節	4	(1)		(エ)	c		桜の伝承施設機能やデジタルサイネージについて、より視認性や効果を向上させるために、多目的ホール以外に箇所(出入口正面など)に設置することは可能でしょうか。	可能です。
21	要求水準書	42	第2章	第2節	4	(1)		(カ)	b		「化粧品等を考慮すること。」とは、照明や鏡等の設置を行うという理解でよろしいか。	シャワールーム利用後、利用者がドライヤーや化粧品等を使用する際に鏡等も必要になると想定しておりますが、具体的な内容については事業者の提案に委ねます。 なお、照明については、「c シャワールーム及び前室の照明は、人感センサーによる点滅とすること。」と設置を必須としています。
22	要求水準書	42	第2章	第2節	4	(1)		(キ)	a		コインロッカーについて、シャワールームに至る通路など、利用上問題の無い範囲で隣接した場所以外の場所に設置を提案させていただくことは可能でしょうか。	可能です。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
23	要求水準書	42	第2章	第2節	4	(1)		(ウ)	a		屋内トイレについて、男女を問わない利便性向上を考慮し、小便器1基、洋式便器1基を洋式便器2基とすることは可能でしょうか。	可能です。
24	要求水準書	91	第6章	第2節		(1)				自主運営事業	自主運営事業の内容は提案書提出前に対話で内容に関する同意を得る。とありますが、対話後に新たに検討した自主運営事業の提案はできないという理解でよろしいでしょうか。	自主運営事業の内容は、個別対話において本町の同意を得ていただくことが原則ですが、やむを得ない場合には提案書提出前であれば協議に応じます。
25	要求水準書	93	第7章							利用促進策の提案	実施方針質疑回答にて、利用促進策の提案は必須と回答ありますが、本施設等と既存施設、観光資源の連携策、本施設等の交通アクセス改善策のいずれかを必須で提案し、事業者によっては別の利用促進策も提案しても問題ない。という理解でよろしいでしょうか。	「本施設等と既存施設、観光資源の連携策」と「本施設等の交通アクセス改善策」の提案はいずれも必須です。これ以外の利用促進策は「その他の本施設等の利用促進策（任意）」においてご提案ください。
26	要求水準書	93	第7章							利用促進策の提案	利用促進策にて整備された施設や備品がある場合、整備された物に対する修繕業務は本事業の対象外という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。提案された利用促進策を本町が別途実施する場合において、施設や備品の整備・修繕を含む維持管理は本事業とは別途に本町が実施します。
27	要求水準書	93	第7章							利用促進策の提案	実施に要する費用はサービス対価の1%を上限とする。とありますが、毎年実施するような利用促進策を提案する場合、事業期間を通じて費用は1%以内に収める必要があるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	要求水準書	93	第7章							利用促進策の提案	利用促進策の実施は、数年に1回。といった提案も可能でしょうか。	可能です。
29	要求水準書	93	第7章							利用促進策の提案	本事業のサービス対価の合計とありますが、施設整備費と維持管理・運営費の合計のサービス対価。という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。「本事業のサービス対価の合計」は募集要項「第5章第4節提案価格の上限」に示す金額としてご提案ください。
30	要求水準書 添付資料									要求水準書 添付資料14	リストに記載されている什器・備品リストは参考ではあるが、整備費はサービス対価を使用して整備するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	契約書	契約約款	別紙	頁	第1章	第1節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1	○			13	第5章	第6節	第41条				引き渡し期日の変更	事業者の責めに帰すべき事由により、本施設の引渡し日が予定日より遅延した場合、事業者は、当該引渡し日の遅延に伴い本町に発生した合理的な損害額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を本町に支払うものとする。とありますが、具体的な遅延損害金の積算方法または金額をご教示ください。	現時点で具体的な計算方法の想定はありません。発生した事象・事由に応じて、算定方法の協議を行い、算定します。
2		○		21	第6章	第5節	第63条	1			契約保障	通常、履行保証保険は単年度の契約となるため、貴町を被保険者とする履行保証保険を毎年度契約をし続けるということで認識として相違ないでしょうか。	履行保証保険を毎年度契約をし続ける(毎年度更新する)、複数年または事業期間中一括で付保する等は事業者次第でよく、維持管理運営期間中、途切れなく保証されれば問題ありません。
3		○		19	第6章	第2節	第57条	1			業務報告書	「年間業務報告書については毎事業年度の最終日から起算して30 日以内に、本町に提出しなければならない。」とありますが、企業決算の都合上、収支報告については5月中に確定しますため、提出段階では暫定数値のものとし、後日確定収支報告を提出する形でも問題ないでしょうか。	事業者の事情を鑑み、協議に応じます。
4	○	○		23	第7章	-	第65条	5			サービス対価の部分払い	部分払いの額≤ 建設・工事監理業務のサービス対価の総額×当該年度の出来形割合×9/10とありますが、サービス対価の総額は税込み金額という理解でよろしいでしょうか。	サービス対価の総額は、税込み金額をということでお見込みのとおりです。なお、部分払いの額の算定式を以下のとおり、事業契約書を修正します。 部分払いの額≤ 建設・工事監理業務のサービス対価の総額×当該年度の出来形割合
5	○	○		26	第8章	第1節	第76条				付帯事業に係る保険	付帯事業に関して加入する保険は事業者が適切であると判断した保険に加入すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。提案する付帯事業の内容に応じて必要な保険に、加入してください。
6		○		27	第8章	第1節	第77条	1			収入の還元	「付帯事業から得る収入が事業提案書を大幅に上回り、当初計画した以上の事業収益を享受できる場合は」とありますが、「大幅」の目安として想定する収益又は収益率はございますでしょうか。	事業者の提案によります。収益還元の考え方について様式B-3にてご提案ください。作成要領及び様式集を修正します。
7			3	48							付保保険	管理棟の火災保険については、貴町が加入する地方公共団体用火災共済制度等を活用するため事業者にて加入する必要はない。との理解でよろしいでしょうか。	町にて地方公共団体用火災共済制度に加入しますが、事業者の加入を妨げるものではありません。
8			4	49				2	(1)		支払いスケジュール	設計費の支払いについて、年度末の出来高払いは想定しておらず、設計業務完了後に一括でお支払いいただく想定という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9			4	49				2	(1)		支払いスケジュール	当該年度の出来高払金の額≤ 建設・工事監理業務のサービス対価の総額×当該年度の出来形割合×9/10とありますが、サービス対価の総額は税込み金額で計算するという理解で宜しいでしょうか	質問No.2の回答をご参照ください。

No	契約書	契約約款	別紙	頁	第1章	第1節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
10			4	49				2	(1)		支払金額及び支払いスケジュール	事業者の開業に伴う費用、その他初期投資費用とは、SPCの設立費や事業に必要な初期投資費用という理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
11			4	49				2	(1)		支払金額及び支払いスケジュール	No.10の費用の支払いタイミングは、建設・工事監理業務の支払い時期と同様に施設引き渡し後に実施いただくという理解でよろしいでしょうか。	事業者の開業に伴う費用、その他初期投資費用は、施設引き渡し後の完了分とあわせて令和10年3月頃に支払います。
12			4	50				3	(1)	①	支払い方法	設計業務の完了払いとして、事業者からの請求手続を経て」とありますが、請求手続きが実施できる時期は具体的にどのタイミングのあとでしょうか。	設計業務の完了後であり、第19条第1項に定める設計図書等が本町に提出され、第2項に定める他の契約書類等との間に不一致又は矛盾等があると認められなかった場合の後です。この場合、本町は、設計図書等を受領した旨を事業者へ通知することとします。
13			4	50				3	(1)	②	支払い方法	「令和8年度の出来高払として、事業者からの請求を経て」とありますが、事業者が請求手続きを実施できる時期は具体的にどのタイミングのあとでしょうか？ また、施設完成後の完了払い請求のタイミングは貴町による施設の完成確認完了後という理解でよろしいでしょうか。	前段：第65条第4項に示すとおり、本町が第65条第3項に定める確認を行い、当該確認結果として問題ないことを事業者へ通知した後です。 後段：本町への本施設の引渡し後です。
14			5	57				1			物価変動の指数決定時期について	建設工事の物価変動は、令和8年3月(事業契約締結時)の指数を用いると記載ありますが、事業契約時の指数を採用する場合、提案時点から物価変動コスト見込むことにつながり、結果的に提案費用が上限金額に収まらない可能性があります。 内閣府の提言にもある通り、物価変動の改定基準を入札公告日等へ変更いただけないでしょうか。 https://www8.cao.go.jp/pfi/iinkai/kaisai/keikaku/37kai/pdf/iinkai_shiryo_kb3703.pdf?utm_source=chatgpt.com	原案のとおりとします。なお、提案価格の上限は工事着工時までの物価変動を見込んでいます。
15			5	57				1			物価変動の改定について	物価変動における対価の改定は、土木施設・建設施設のいずれかが基準値から1.5%以上上昇または減少した場合に、別紙4「表2 サービスの対価の構成」の「①施設費等」「イ 建設・工事監理費等」のうち「建設工事費」に対して計算されるという理解でよろしいでしょうか。	「建設工事費」のうち、「土木施設費、土木施設に係るその他費」は「建設総合-土木総合-公共工事-公園」が、「建築施設費、建築施設に係るその他費」は「建築費指数・都市別指数(仙台)-事務所(S)」が、それぞれ1.5%以上の差が生じた場合に改定します。
16			5	57				1			物価変動の改定について	建設費の物価改定を1度実施した後、その時点の指数から再度1.5%以上上昇した場合、改めて物価改定を実施いただけるという理解でよろしいでしょうか。	建設工事費に係るサービス対価の改定は、着工時(土木と建築の各1回)のみです。建設工事中に着工時に比べ1.5%以上の差が生じて改めて改定は行いません。

No	書類名	様式 番号	1	(1)	1	①	項目等	質問内容	回答
1	作成要領及び様式集		1	(2)	1)		提出部数等	ファイル表紙に記入する応募グループ名は、事業者にて設定すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです
2	作成要領及び様式集		1	(2)	2)	②	提案書	提案書の項目ごとに様式Noのインデックスを付けること。とありますが、インデックスの大きさにも限界があるため、ローマ数字のみ記載したものを添付すればよろしいでしょうか。	様式Noのインデックスは、「A-1」「B-2」等のように、アルファベットと番号を記載し添付してください。 スペース上難しい場合には「A」「B」等のように、アルファベットまでを記載し添付してください。
3	作成要領及び様式集		1	(2)	2)	②	提案書	提案書の最後に、基礎審査項目チェックシート(M-1)を添付するとありますが、提出する提案書ファイルの最後のページに添付するのでしょうか。提出する枚数が多くなると想定されるため、「提案審査に関する提出書類」のファイルに挟んで提出しても問題ないでしょうか。	原則として、「提案書」ファイルの最後に綴じて提出してください。 様式M-1のみ独立したファイルとして提出することも可能です。
4	作成要領及び様式集		1	(2)	2)	②	提案書	様式No.B～Hについて、提供されているフォーマットをベースに提案書本文を記載する枠やファイル綴じ用の穴を空ける部分の余白を作成するといったレイアウト変更を実施してもよろしいでしょうか。	問題ありません。
5	-						資格審査に関する提出書類の構成	提出が求められている登記簿謄本とは、記載の通り履歴事項全部証明書の原本を提出すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです
6	-						応募グループ名について	参加表明書書類に応募グループ名を記載する欄がありますが、応募グループ名は事業者が任意に設定すればよろしいでしょうか。	質問No.1の回答をご参照ください。
7	参加表明書	1-1					参加表明書の分割提出について	参加企業が複数いるため、それぞれの企業ごとに参加表明書を作成しまとめて提出しても問題ないでしょうか。	問題ありません。
8	建築物の建設業務を行う者の参加資格要件に関する書類	2-4					建築物の建設業務を行う者の参加資格要件に関する書類	代表企業として建設業務と統括管理業務を担当する予定の企業は様式2-4のみ提出すればよろしいでしょうか。	代表企業として建築物の建設業務及び運営業務のうちの統括管理業務のみを担当する予定の企業は、様式2-4及び様式2-8を提出してください。 運営業務を複数の企業で実施する場合であって、統括管理業務のみを行う企業が参加する場合には、統括管理業務のみを行う企業の参加資格要件に関する書類の提出が必要になります。
9	資格審査に関する提出書類	2-7					維持管理参加資格要件	主たる業務は運営業務ですが、備品の保守管理等一部維持管理業務を行うといった場合も、維持管理業務を行う者の参加資格要件に関する書類の提出が必要でしょうか。	複数の企業(備品の保守管理等を行う企業及びこれ以外の業務を行う企業)で維持管理業務を実施する場合には、少なくとも1者が参加資格要件を満たしていることを証明する書類の提出が必要です。備品の保守管理等以外の業務を行う企業が参加資格要件を満たしている場合には、備品の保守管理等を行う企業の参加資格要件に関する書類の提出は不要です。
10	資格審査に関する提出書類	2-2～2-8					参加資格要件に関する書類	実績を称する書類については、1件分あればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです

令和7年6月10日

No	書類名	様式 番号	1	(1)	1)	①	項目等	質問内容	回答																																							
11	委任状	2-10					委任状	参加企業が多く委任状の取りまとめが難しい場合、個社ごとに委任状を作成し提出してもよろしいでしょうか。	問題ありません。																																							
12	委任状	2-11					委任状	本委任状は代表取締役から支店長等への委任状とありますが、代表企業となる企業が支社の印鑑で貴町へ指名願いを提出している場合は、本書の提出は不要という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです																																							
13	提案価格提案書	A-3					記載する金額	金の欄に記載する金額は税別金額を記載すれば良いという理解でよろしいでしょうか。	上段の欄に税込金額、下段の欄に税抜金額をそれぞれ記載してください。 おおがわら千本桜スポーツパーク整備・維持管理運営事業に係る公表資料の各条項を承諾し、参加します。 下記金額に、取引に係る消費税及び地方消費税の額を加算した金額（金 税込金額 円）をもって、本件事業を実施します。 <table><tr><td></td><td colspan="12">記</td></tr><tr><td></td><td colspan="3">拾億</td><td colspan="3">百万</td><td colspan="3">千</td><td colspan="3">円</td></tr><tr><td style="border: 1px solid black;">金</td><td style="border: 1px solid black;"></td><td style="border: 1px solid black;"></td><td style="border: 1px solid black;"></td><td style="border: 1px solid black;"></td><td style="border: 1px solid black;"></td><td style="border: 1px solid black;"></td><td style="border: 1px solid black;"></td><td style="border: 1px solid black;">税抜金額</td><td style="border: 1px solid black;"></td><td style="border: 1px solid black;"></td><td style="border: 1px solid black;"></td><td style="border: 1px solid black;"></td></tr></table>		記													拾億			百万			千			円			金								税抜金額				
	記																																															
	拾億			百万			千			円																																						
金								税抜金額																																								
14	計画概要	I-1					独立採算対象	カフェスペース等（屋内トイレ含む）とありますが、トイレを設置しない場合は平米数に含めなくてもよいという理解でよろしいでしょうか。	屋内トイレは必ずカフェスペース等内に設置してください。 様式I-1「②独立採算対象」の「民間収益施設」面積欄へは、屋内トイレを含めた面積を記載してください。																																							
15	維持管理・運営費見積書 （年次計画表）	K-2					記載する金額の単位 について	①維持管理費と②運営費については円単位で、③その他費用は千円単位で記載すればよろしいでしょうか。	いずれも千円単位でご記載ください。 様式集を修正します。																																							
16	提案価格提案書等	K-2 K-3					維持管理・運営費見積書	施設管理業務と料金收受業務について一体的に行うため、明確な経費区分が難しい場合が想定されます。その場合は、施設管理業務に一括で記載する形でよろしいでしょうか。	問題ありません。																																							
17	その他						各書類の印鑑	各書類に押印する印鑑は、指名願い提出時の提出した印鑑でよろしいでしょうか。	問題ありません。																																							
18	提案書						その他	関心表明書等、提案内容を担保する任意の書類の添付は可能でしょうか。	可能です。																																							